

代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）

税務署
受付印

____年____月____日提出

税務署長

〒
申請者 住所

氏名
(電話番号 - -)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の3第1項第2項の規定の適用を受けるため、次の規定により、下記のとおり贈与税の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得に関する承認申請をします。

規	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の3第3項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の6第29項
定	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2の3第4項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第40条の7第29項

記

譲渡をした特例農地等	所在地					計
	地目等、面積		m ²		m ²	
	贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日	年 月 日		年 月 日		
	贈与の時の価額	円		円		円
	農業投資価格	円		円		円
	農業投資価格超過額	円		円		円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	譲渡の対価の額	円		円		円
農地取得地を又する採見草込放牧の地	所在地					
	地目等、面積		m ²		m ²	
	取得予定の年月日	令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	取得価額の見積額	円		円		円

摘要	
----	--

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
	年 月 日		

※欄は記入しないでください。

（裏）
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例対象区域^{（注1）}内に所在する特例農地等を特例対象事業^{（注2）}の用に供するために譲渡をした場合において、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日から5年以内に代替農地等（特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。）の取得をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

（注）1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示（同号ロ又はハに掲げるものに限ります。）の対象となっている区域をいいます。

2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

（1）福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業

（2）東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業

（3）福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還・移住等環境整備交付金[※]の交付を受けて行われる事業

※ 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金を含みます。

（4）福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第2項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第1項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入）してください。

2 「譲渡をした特例農地等」の各欄は、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください（特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。）。

なお、譲渡をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「取得をする見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

4 この申請書には、次の書類を添付して提出してください。

- ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長の書類で、その特例農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
- ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長（その特例農地等を上記（注）2(3)又は(4)に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、市町村の長又は福島県知事）の書類で、その特例農地等を特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの（その譲渡に係るその特例農地等の明細及びその譲渡をした年月日を記載したものに限ります。）